



埼玉県報

号外第 4 号
平成 29 年(2017 年)
2 月 24 日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示 (薬務課)

告 示

埼玉県告示第二百四十七号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

イ ニー（ニーフルオロフェニル）―三―メチルモルフォリン（通称名ニ―F P M）及びその塩類

ロ *N*―（ニーアダマンチル）―一―「（テトラヒドロ―二*H*―ピラン―四―イ
ル）メチル」―一*H*―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名Adama
ntyl―THPINACA又はATHPINACA isomer 一）及
びその塩類

ハ *N*―（ニーアダマンチル）―一―「（テトラヒドロ―二*H*―ピラン―四―イ
ル）メチル」―一*H*―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名Adama
ntyl―THPINACA ニ―adamantyl isomer又はA
THPINACA isomer 二）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十九年二月二十五日